

「通知カードを受領していない方へ」

【マイナンバー通知カードの配達が始まりました】

平成27年10月5日からマイナンバー通知カードの配達が始まりました。
住民登録のある方に世帯ごとに簡易書留(転送不要)で郵送されています。

【郵便局への再配達の依頼について】

配達時に不在の場合は、ご不在連絡票が投函されます。

通知カードについては、専用の「簡易書留ご不在連絡票(マイナンバー専用)」となります。

郵便局での保管期間は、配達日の翌日より原則7日間となります。

再配達をご希望の場合は、

- ・電話
- ・24時間自動受付(IVR)(電話番号 0120-06-3181(携帯電話からは 0570-550-888))
- ・郵送
- ・FAX
- ・インターネット(PC・携帯・スマートフォン)

のいずれかの方法で依頼が可能です。

詳しくは、「簡易書留ご不在連絡票(マイナンバー専用)」をご覧くださいか、以下の郵便局のホームページ(マイナンバー通知カードの再配達申し込み ご利用方法)をご覧ください。

<http://www.post.japanpost.jp/lpo/mynumber/index.html>

【通知カードの配送状況の確認方法】

配送状況の確認は、「通知カード」が郵便局へ差し出された後にお問合せください。

(個人番号カード 総合サイト [通知カードの郵便局への差出し状況](#))

<https://www.kojinbango-card.go.jp/tsuchicard/jokyo.html>

「個人番号カードコールセンター」へ電話でお問合せください。

電話番号: 日本語 0570-783-578、外国語 0570-064-738

(つながらない場合は、050-3818-1250)

時間: 平日 8時30分から 22時、土曜・日曜・祝日の 9時30分から 17時30分(年末年始は除く。)

※通話料がかかります。

以下の流れとなります。

- 1 世帯主の方の氏名、住所、郵便番号をお伝えください。
- 2 簡易書留の「お問合せ番号」をご案内します。
- 3 「お問合せ番号」を用いて、ご自身で郵便局ホームページ等に配送状況をお問合せください。

[日本郵便ホームページ「郵便追跡サービス」](#)

<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>

【返戻された通知カードの受領方法】

吉見町に住民登録のある方のうち、通知カードの配達時に不在等で受け取れなかった方のものは、吉見町役場 1 階の福祉町民課で保管しています。窓口にてお受け取りの手続きをお願いいたします。

◆返戻された通知カードを本人が受領する場合

次の書類の提示が必要です。(A は 1 点、B は 2 点)

A: 住民基本台帳カード(顔写真付きのものに限る。)、パスポート、運転免許証、運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以後に交付されたものに限る。)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦車運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証など

B: 健康保険の被保険者証、医療受給者証、介護保険の被保険者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、預金通帳、社員証、学生証など

※一緒に同封されている世帯主または世帯員のうち、いずれかお一人が受領にお越しの場合は、代理でお越しになったものとして、他の世帯員のカードもあわせて受領できますので、お申し出ください。

◆返戻された通知カードを「代理人」が受領する場合

次の全ての書類の提示が必要です。

1 本人(受領する通知カードに記載されている方)の本人確認書類

上記 A の中から 1 点、または、B の中から 2 点

2 代理人の代理権を証する書類

・法定代理人の場合は、戸籍謄本またはその資格を証する書類。

本籍地が吉見町で法定代理人であることが確認できる場合、または 15 歳未満の本人と法定代理人が同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票で確認できる場合は、戸籍謄本等を省略できる場合があります。

成年後見人の場合は、登記事項証明書(コピー不可)または選任審判書と確定証明書(コピー不可)

・任意代理人の場合は、委任状(本人が直筆でお書きください。)

3 代理人の本人確認書類

・上記 A の中から 1 点、または、B の中から 2 点

・総務省 マイナンバー制度と個人番号カード

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

・個人番号カード 総合サイト

(日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語に対応)

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>